定款変更につき通知公告

当社は、平成二十二年十一月十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年十月十三日

埼玉県川口市栄町一丁目九番八号

真電業株式会社

代表取締役　真野目　昇

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十二年十一月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年十月十三日

静岡市清水区七ツ新屋四八五番地

明陽電機株式会社

代表取締役　杉野　泰子

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十二年十月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年十月十三日

静岡県浜松市北区東三方町二七六番地の六

幸伸運輸倉庫株式会社

代表取締役　萩原　渉

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年十一月十四日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年十月十三日

埼玉県川口市栄町一丁目九番八号

真電業株式会社

代表取締役　真野目　昇

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、平成二十二年十月五日開催の臨時株主総会において、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年十一月二十日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年十月十三日

静岡市駿河区中田本町五三番一号

株式会社大日精機工作所

代表取締役　後藤　浩之

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である辻本成司が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年十月十三日

大阪市北区芝田一丁目一〇番一〇号

ウイングス・ワイルドライフ・プロダクションズ・インク

日本における代表者　辻本　成司

限定承認公告

本籍宮城県気仙沼市南が丘二丁目四番地二、最後の住所宮城県気仙沼市南が丘二丁目一番一三号

被相続人　亡　松山　幸雄

右被相続人は平成二十二年七月二十六日死亡し、その相続人は平成二十二年十月四日仙台家庭裁判所気仙沼支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十三日

宮城県気仙沼市南が丘二丁目一番一三号

相続財産管理人　松山　寛子

限定承認公告

本籍千葉県茂原市下永吉一四九九番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　緑川　謙

右被相続人は平成二十二年三月五日死亡し、その相続人は平成二十二年十月一日千葉家庭裁判所一宮支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十三日

千葉県茂原市下永吉一四九九番地一

相続財産管理人　緑川亜希菜

限定承認公告

本籍鹿児島県鹿児島市和田町一五六番地、最後の住所福岡県福岡市南区多賀一丁目一七番三〇号コアマンション多賀三〇六号

被相続人　亡　中島　浩一

右被相続人は平成二十二年四月二十二日死亡し、その相続人は平成二十二年九月二十九日福岡家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十三日

東京都杉並区今川二丁目二四番一号カリフール今川一棟二〇二

限定承認者　福浦　貴子

限定承認公告

本籍京都市中京区堺町通竹屋町上る橘町九二番地、最後の住所京都市中京区堺町通竹屋町上る橘町九二番地シンフォニー御所堺町御門前二〇八号

被相続人　亡　西村　憲治

右被相続人は平成二十二年七月十一日頃から二十日頃までの間に死亡し、その相続人は平成二十二年九月二十八日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十三日

京都市中京区二条通河原町西入榎木町九五番地一　延寿堂第二ビル五階

相続財産管理人西村晶子

右代理人弁護士　中　隆志

登録割賦購入あっせん業者営業保証金取戻し公告

割賦販売法第三十五条の二第一項前段及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第三項の規定により次のとおり公告します。

一、名称　株式会社エージーカード

代表者の氏名　代表取締役　秋山　廣郷

本店の所在地　福岡県福岡市博多区上呉服町一〇番一〇号

その他の営業所の名称及び所在地　岩田屋店　福岡市中央区天神二丁目五番三五号、熊本店　熊本市桜町三番二二号、長崎店　長崎市浜町七番一一号、北九州店　北九州市小倉北区室町一丁目一番一号

二、登録年月日　平成五年三月三十一日

登録消除年月日　平成二十二年四月十四日

三、営業保証金の額　金三十万円

四、前号の営業保証金につき割賦販売法第三十五条の三において準用する同法第二十一条第一項の規定による権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を九州経済産業局長に提出して下さい。

五、前号の申出書の提出がないときは、第三号の保証金は取戻されます。

平成二十二年十月十三日

福岡県福岡市博多区上呉服町一〇番一〇号

株式会社エージーカード

代表取締役　秋山　廣郷

金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十二年十一月十五日をもって投資運用業及び第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに投資運用業及び第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十二年十月十三日

東京都港区赤坂一丁目一一番四四号

キャップマークジャパン株式会社

代表取締役　ムーア　ヘイゼン

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第一〇九条の規定に基づき優先資本金の額を二億円減少することに致しました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十二年七月九日付官報の号外第一四五号一〇九頁に掲載されています。

平成二十二年十月十三日

東京都港区虎ノ門三丁目八番二一号

シャイニング・ノヴァ第4号特定目的会社

取締役　長縄　順一

取消公告

平成二十二年一月十九日（号外第十一号）掲載の左記会社に係る合併公告及び決算公告（枠組）中、合併公告のみ取消します。

平成二十二年十月十三日

和歌山市元町奉行丁二丁目六五番地

（甲）株式会社廣甚

代表取締役　廣岡　聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅一七九二番地

（乙）株式会社フードラッグ

代表取締役　廣岡　聖司

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十月十三日付第二一四号九

六ページ●同日付政府調達第一九二号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）